

滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 号

滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）の一部を次のように改正する。

第49条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第57条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

別表第 4 に次のように加える。

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	ほんもろこ
東近江市鮎光寺町にある鮎光寺川の鮎光寺橋下流端から大橋上流端までの区域		
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域		

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。